

建設関連業務成績調書考査基準

1 考査項目等

考査項目等は次のとおりとする。

(1) 地質調査, 単純調査業務, 測量作業, 調査業務, 計画業務, 設計業務

考 査 項 目		
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画
	実施状況の評価	執行管理
		品質管理
		業務特性
		創意工夫
	説明調整能力の評価	説明調整能力
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	
結果評価	成果物の品質	

(2) 発注者支援業務等

項 目	細 目	評 価 の 視 点
専門技術力	目的と内容の理解	(1) 当該業務の主旨を十分に理解しているか
	的確な履行	(1) 法令・技術基準の知識は十分か (2) 業務内容についての判断は的確か (3) 関係者とのコミュニケーションは適切か
	業務目的の達成度	(1) 必要事項が適切に記載されているか (2) 業務に求められる的確な取りまとめがされているか
管理技術力	業務実施体制の的確性	(1) 業務実施体制の的確性
	打ち合わせの理解度	(1) 発注者との打ち合わせは適切か
	指揮系統の迅速性, 確実性	(1) 情報伝達の基本は守られているか
取組姿勢	責任感, 積極性, 発注者側の視点	(1) 責任感, 積極性, 発注者側の視点

2 考査基準

(1) 考査方法

評定者は、評定の趣旨を十分に理解し尊重した上で、評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、加減点要素の各項目に従って評定を行う。

なお、評定にあたっては評価項目の追加、削除、もしくは評定比重の変更は行わないものとする。

(2) 総括調査員考査基準

総括調査員は採点表(総括調査員用)の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定し、事故及び不適切な事項等があった場合は下記基準により減点する。

① 事故及び不適切な事項等による減点等

当該業務遂行中に受託者に起因する事故及び不適切な事項等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－1を参考として20点まで減点することができる。また、建設関連業務成績調書作成要領(以下「評定要領」という。)第6に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第7に定める評定の修正を行うものとする。

別表－1 受託者に起因する事故及び不適切な事項等が発生した場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	指名停止 3か月未満	指名停止 3か月以上6か月未満	指名停止が 6か月以上
考査点	－3点	－5点	－10点	－15点	－20点

口頭注意は、事故により事故報告書を出した事案で、口頭注意とした場合。

文書注意は、宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領第9条により、書面による警告となった場合。

(3) 調査員及び主任調査員考査基準

調査員及び主任調査員は合議により、採点表(調査員及び主任調査員用)の該当評価項目について、当該業務の履行状況に応じ評定する。

(4) 検査職員考査基準

検査職員は、採点表(検査職員用)の該当評価項目について、業務の完了を確認するための検査結果に応じ評定する。

3 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、複数の業務にまたがる場合においては業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の採点表を適用するものとし、これらの取扱いや単純調査業務の選定及び採点表の選定は調査員及び主任調査員が決定する。

ここで、「主たる業務」の取扱いについては、以下を参考とすること。

・地質調査、単純調査業務、測量業務、調査業務、計画業務、設計業務、工事監督支援業務及び積算技術業務等のどれかが100万円を超える時には、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。

・地質調査，単純調査業務，測量業務，調査業務，計画業務，設計業務，工事監督支援業務及び積算技術業務等の複数が100万円を超えるとき，もしくはどれもが100万円を超えない場合には，業務の目的，金額を勘案して，「主たる業務」を選定するものとする。

4 技術者の評定について

契約書第10条，第11条に規定する管理技術者（用地補償総合技術業務においては主任担当者），担当技術者及び照査技術者の評定は，以下の評定項目について評定するものとする。

(1) 地質調査，単純調査業務，測量作業，調査業務，計画業務，設計業務

考 査 項 目			管理技術者	担当技術者	照査技術者
プロセス 評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	○	○	—
	実施状況の評価	執行管理	○	○	—
		品質管理	○	○	○
		業務特性	○	○	—
	創意工夫	○	○	—	
	説明調整能力の評価	説明調整能力	○	○	—
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	○	○	—	
結果評価	成果物の品質	○	○	○	

担当技術者は8名までとする。

(2) 発注者支援業務等

評 定 項 目		管理技術者 (注)
専門技術力	目的と内容の理解	○
	的確な履行	○
	業務目的の達成度	○
管理技術力	業務実施体制の的確性	○
	打ち合わせの理解度	○
	指揮系統の迅速性，確実性	○
取組姿勢	責任感，積極性，発注者側の視点	○

(注) 用地補償総合技術業務については，主任担当者とする。

5 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて各評価項目に以下の重み付けを考慮する。

(1) 地質調査、単純調査業務、測量作業、調査業務、計画業務、設計業務

考 査 項 目			業務評定	技術者評定		
				管 理 技 術 者	担 当 技 術 者	照 査 技 術 者
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	20	20	5	—
	実施状況の評価	執行管理	5	5	5	—
		品質管理	20	20	30	50
		業務特性	10	10	12.5	—
		創意工夫	4	4	4	—
	説明調整能力の評価	明調整能力	6	6	6	—
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	5	5	7.5	—	
結果評価		成果物の品質	30	30	30	50
合 計			100	100	100	100

(2) 発注者支援業務等

評 価 項 目		工事監督支援業務 用地補償総合技術業務		積算技術業務 技術審査支援業務	
		業務評定	技術者評定 管理技術者 (注)	業務評定	技術者評定 管理技術者
専門技術力	目的と内容の理解	6	6	6	6
	的確な履行	36	36	24	24
	業務目的の達成度	18	18	30	30
管理技術力	業務実施体制の的確性	12	12	12	12
	打ち合わせの理解度	6	6	6	6
	指揮系統の迅速性、確実性	14	14	14	14
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	8	8	8	8
合 計		100	100	100	100

(注) 用地補償総合技術業務については、主任担当者とする。

【参 考】

1 事故及び不適切な事項等による減点の適応事例について

事故及び不適切な事項等による減点を行う場合の適応事例は下記の事例を参考とする。

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・必要な配置技術者等の経歴が虚偽であった事実が判明した。
- ・一括再委託，請負を行った。
- ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務，成果物を第三者に譲渡又は承継，公開した。
- ・打ち合わせ協議または検査の実施にあたり，職務の執行を妨げた。
- ・業務の履行期限を理由なく遵守できなかった。
- ・当該業務において産業廃棄物処理法に違反する不法投棄，砂利採取法に違反する無許可採取等，関係法令に違反する事実が判明した。
- ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により，逮捕または送検等された。
- ・当該業務において安全管理の措置が不適切であったために，死傷者を生じさせた事故，または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・成果品に受託者の責任に起因する瑕疵が存在し，契約書の瑕疵担保条項等に記された手続きに従い，瑕疵修補又は損害賠償が実施された。
- ・その他，仕様書及び契約書等の規定に違反する行為を行った。
- ・総合評価落札方式における提案内容に不履行等があった。

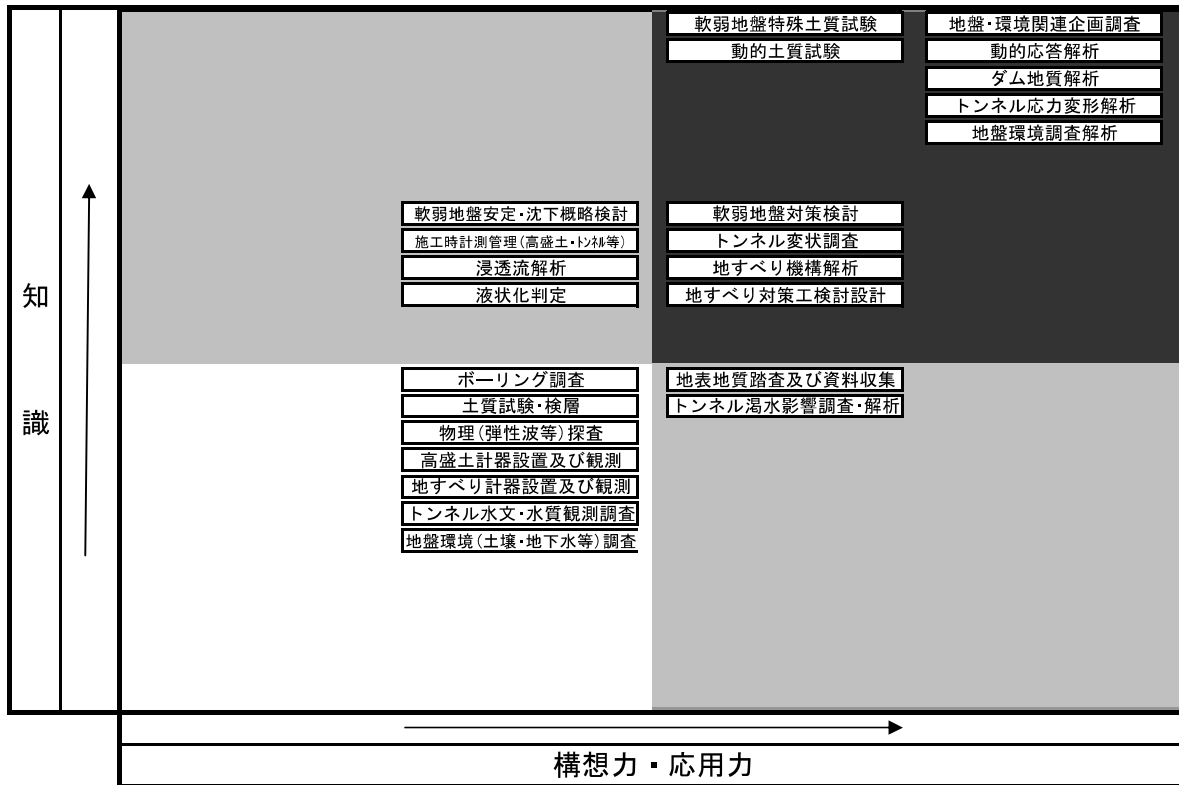
2 「単純調査業務」について

調査業務，計画業務のうち，高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等は「単純調査業務」と定義して評定するものとし，以下に示す例を参考とする。

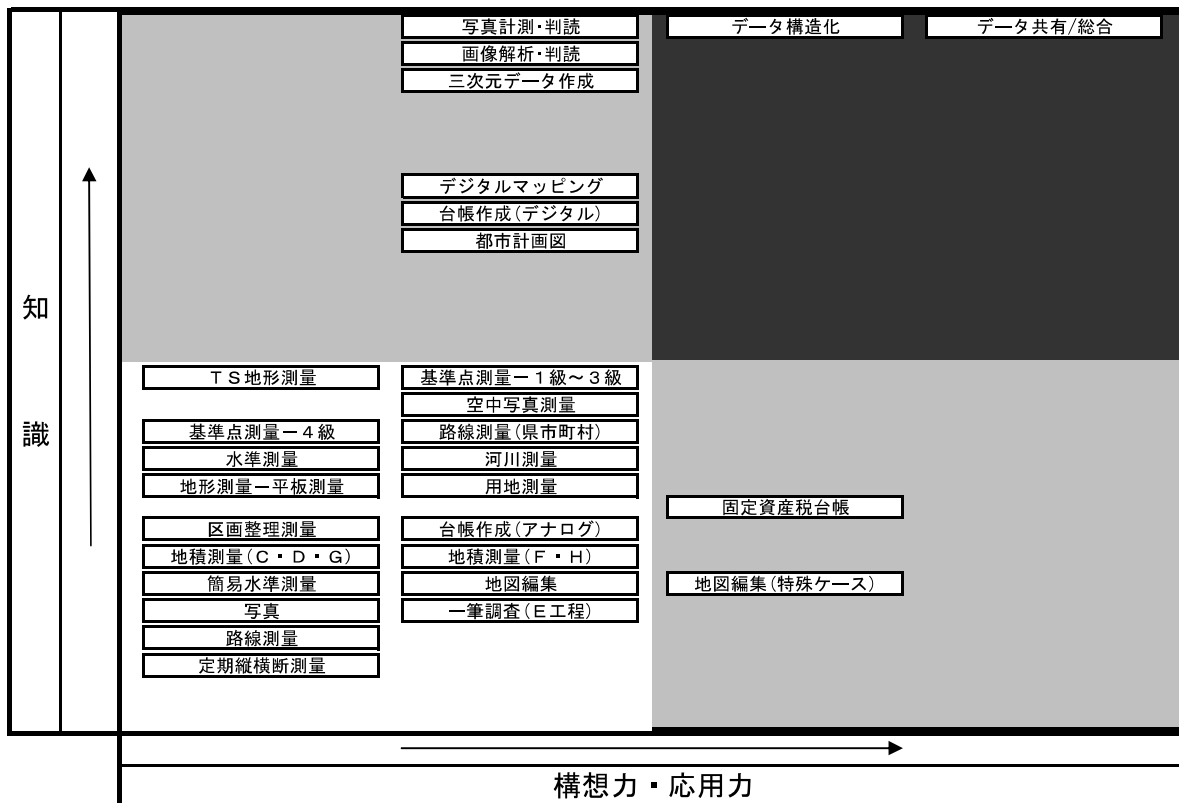
各部門共通	単純なデータ処理及び収集整理業務
	書類編集的な業務
	資料及び文献等の収集整理業務
	補償数量の算出
	工事記録等資料の分類・整理
	台帳整理等を目的とした資料収集及び工事図面集，写真集等の作成業務
河川、砂防及び海岸	水理・水文観測業務
	降雨解析等のデータ加工業務
	不等流計算等の計算業務（システム開発を除く）
道 路	一般的な現地踏査
	一般的な交通量観測業務
トンネル	クラック等変状の計測調査
情 報	定期的なデータメンテナンス
	資料収集的な業務
環 境	大気汚染，水質汚濁，騒音，振動等調査・分析方法が JIS 等で規定されている測定業務

3 採点上の補足について

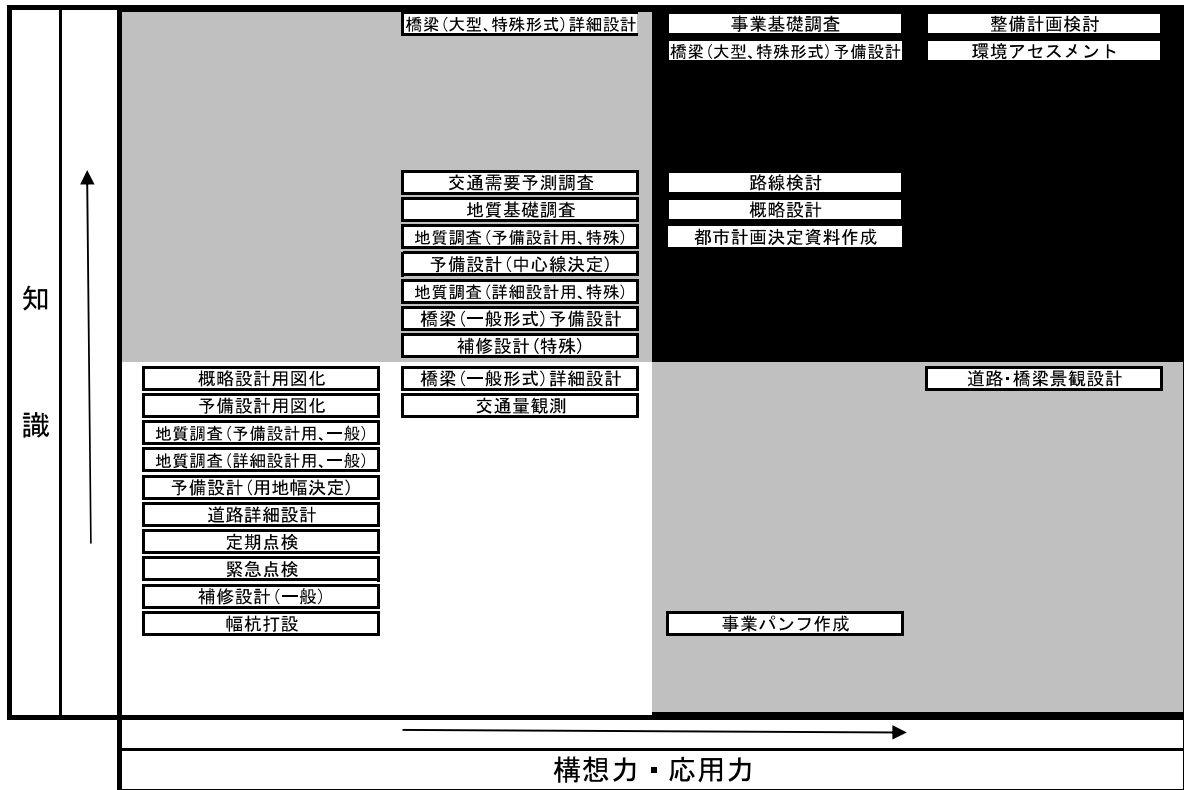
採点表の評価細目の「高度な技術レベル」「難易度の高い業務」については、「知識」の高い業務または「構想力・応用力」の高い業務を指し，以下の標準的な業務内容を参考とする。



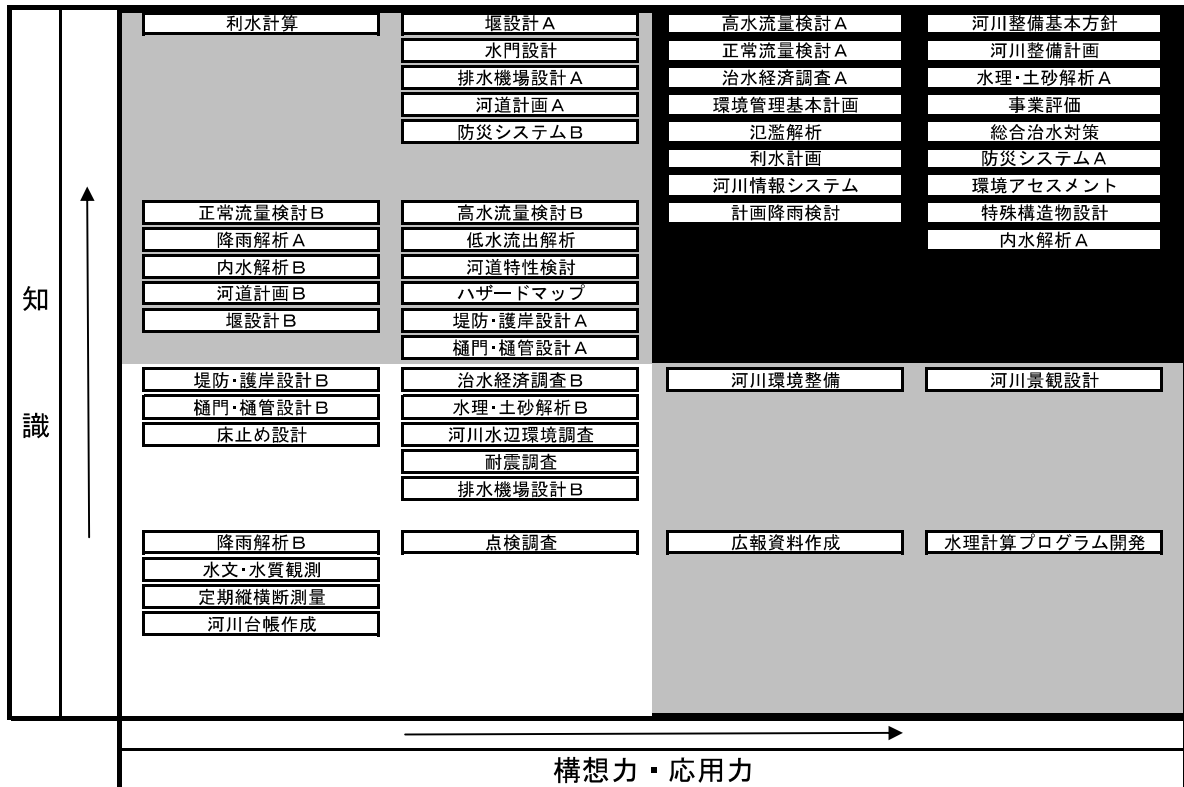
地質調査業務の例



測量業務の例



道路事業に係わる調査・計画・設計業務の例

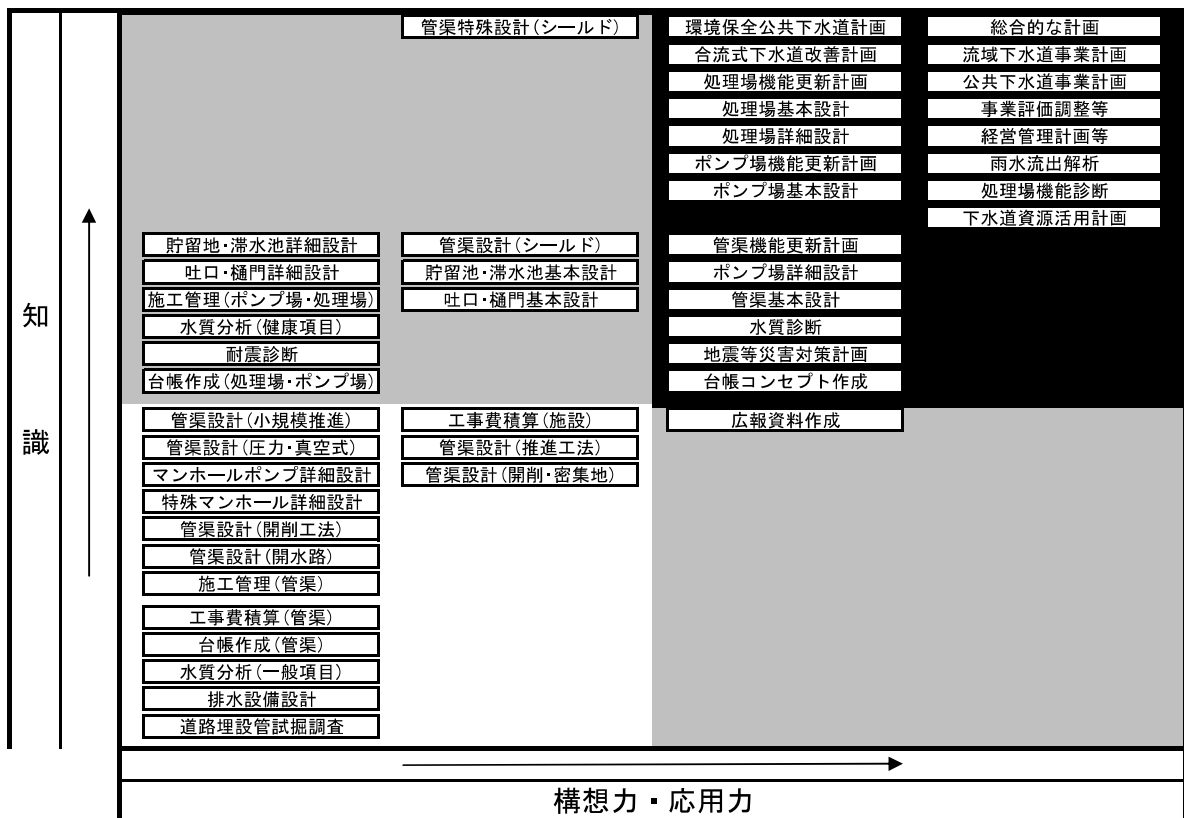


河川事業に係わる調査・計画・設計業務の例

注：A, Bは同種の業務における難易度の違いを表し、Aは難易度が大きいものであるもの



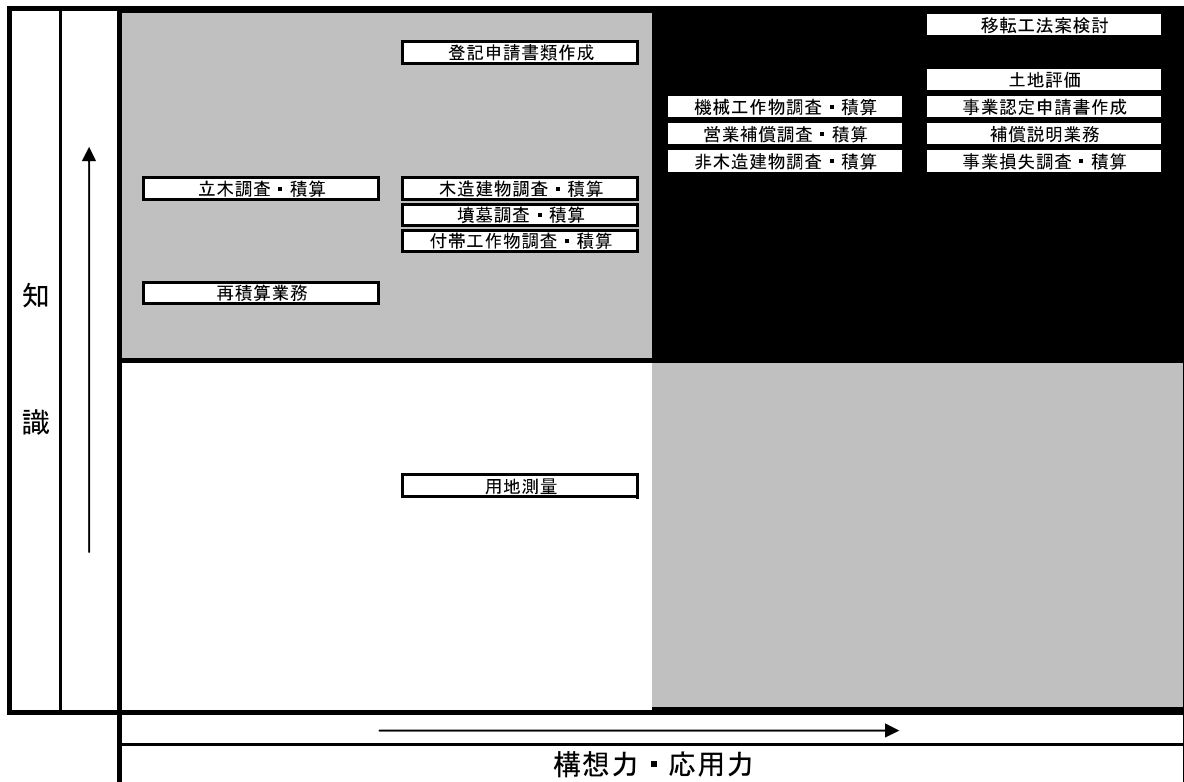
都市事業に係わる調査・計画・設計業務の例



下水道事業に係わる調査・計画・設計業務の例



農業農村整備事業の例



用地調査等業務の例